

事業報告

第 15 期

自 令和 3 年 4 月 1 日

至 令和 4 年 3 月 31 日

東京港埠頭株式会社

事業報告

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月 31日

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当会計年度における世界経済は、各国において財政・金融政策による下支えが行われている中で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための経済活動制限措置が各国で段階的に緩和されたことを受け、持ち直しています。欧米を中心に景気が世界的に同時に持ち直す中で、需給がひっ迫し、原材料及び人手の不足や価格上昇が生じているほか、中国では、環境規制や不動産過熱抑制策の影響等により景気回復のテンポが鈍化しています。また、ウクライナ情勢に伴い、世界経済全体が成長減速とインフレ加速の影響を受けました。

国内経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響の下にありますが、9月末の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の解除以降は、厳しい状況は徐々に緩和されており、持ち直しの動きとなりました。その結果、令和3年度の実質国内総生産(実質GDP)成長率は前年度比2.1%と3年ぶりのプラス成長となりました。

こうした経済情勢において、令和3年の東京港における外貿コンテナ貨物の取扱量は、433万TEU(速報値)と前年比で1.6%増加しました(輸出0.7%減、輸入3.6%増)。

このような事業環境の中で策定した、令和2年度を初年度とする第5期中期経営計画～港力(ミナトチカラ)の更なる飛躍に向けて～に基づき、東京港の都市型総合港湾としての発展を促進する取組を各事業において着実に実施しました。

外貿埠頭事業では、環境に配慮したコンテナクレーンの更新、計画的な施設改修のほか、交通混雑の緩和に向けた早朝ゲートオープンの実施や東京港ストックヤード等の運営、東京2020大会物流対策としての臨時貨物置場の運用、顧客ニーズの把握や物流動向を踏まえたサービスの展開等、お客様が使いやすい港を目指して質の高いサービスの提供に努め、外貿埠頭の稼働率100%を堅持しました。

内貿埠頭事業、建設発生土有効利用事業、環境保全事業では、事業を着実に実施するとともに、お客様のニーズを捉えたサービスを提供しました。

海上公園等の指定管理者関連事業では、東京2020大会競技会場運営への協力や大会時にシンボルプロムナード公園を夏花で修景するなど、お客様の視点に立った利用者サービスや大都市東京の「顔」にふさわしい水辺空間の提供等、蓄積されたノウハウを活かした管理運営を行ってまいりました。

① 外貿埠頭事業

外貿埠頭事業では、建設事業として大井コンテナ埠頭の防舷材及び係船柱の整備や青海コンテナ埠頭の照明設備更新工事等を実施しました。また、大井・青海・中央防波堤外側コンテナ埠頭、お台場ライナー埠頭、品川・青海公共コンテナ埠頭及び密接関連事業を含めた外貿埠頭の管理によるスケールメリットを活かし、お客様の視点に立ったサービスと管理運営に取り組みました。これにより営業収益は12,102百万円、一方、営業費用は管理費及び一般管理費として3,162百万円、維持修繕費は1,925百万円、減価償却費は5,969百万円となりました。総収益は、12,141百万円となり、総費用は、11,206百万円となりました。

② 内貿埠頭事業

内貿埠頭事業では、建設事業としてシャースーパール調査委託等を実施しました。フェリーターミナルビル等の運営事業として、東京港10号地その2にあるフェリーターミナルビルとその背後地にあるシャースーパール等関連施設の賃貸・管理を実施しました。貸付料収入など総収益は420百万円となりました。一方、業務管理費、維持修繕費など総費用は285百万円となりました。

③ 建設発生土有効利用事業

建設発生土有効利用事業では、東京都内の公共事業から発生した建設発生土を受け入れ、新海面処分場及び中央防波堤外側処分場等の基盤整備の材料として有効利用を行うとともに、地方港湾の埋立用材として活用する広域利用事業を実施しました。また、水底土砂有効利用事業として、東京港の浚渫土砂を千葉沖の深掘部への環境改善事業として有効利用しました。これらの事業により総収益は2,190百万円となりました。一方、総費用は、工事費、管理経費と合わせて2,189百万円となりました。

④ 環境保全事業

環境保全事業では、東京港内の水域の清掃船による港内清掃事業を実施し、東京港内の汚染防止に取り組みました。また、羽田空港周辺の浅場において、水生生物の生育環境を良好な状況に保全するとともに、都民が海釣り等のレクリエーションを楽しめるよう維持管理を実施しました。

総収益は241百万円となりました。一方、総費用は、清掃船舶の運航経費や羽田沖浅場の維持管理事業等を含め234百万円となりました。

⑤ 指定管理者関連事業

指定管理者関連事業では、海上公園、客船施設等の維持管理及び船舶への給水事業等を実施しました。総収益は3,214百万円となりました。一方、業務管理費、減価償却費など総費用は3,048百万円となりました。

以上、各事業の営業収益から事業間における内部取引を除去した営業収益合計は、18,032百万円となり、営業費用、販売費及び一般管理費16,772百万円を減じた営業利益は1,260百万円となりました。

営業利益に受取利息等を含む営業外収益119百万円を加算し、支払利息等を含む営業外費用70百万円を減じた経常利益は1,309百万円となりました。

さらに、その他の特別損失を減算した税引前当期純利益は1,224百万円となりました。法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額を減じた当期純利益は855百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

東京港が首都圏四千万人の生活を支える物流基地として発展するだけでなく、港湾機能と都市機能が有機的に結合した魅力ある「都市型総合港湾・東京港」として飛躍していくためには、港湾管理者等と協力して、物流における技術革新や取扱貨物の増大への的確な対応と、効率的かつ持続可能で安定的な質の高いサービスの実現に向けて取り組んでいく必要があります。海上公園等の指定管理施設においては、来訪するお客様が港の景観や水・緑に親しみながら快適に憩うことができる都市空間として東京港が更に発展・成熟するよう、利用者サービスを向上させる様々な取組を進めていくことが必要です。

そのために、当社は、令和2年度から4年度までを計画期間とした第5期中期経営計画～港力(ミナトヂカラ)の更なる飛躍に向けて～に掲げた取組を着実に実施してまいります。

物流機能を向上させる取組として、顧客ニーズの把握や物流動向を踏まえたサービスの展開、交通混雑対策をはじめ円滑な港湾物流機能の確保に資するゲート前混雑の平準化に向けた取組及びICT等を活用した新たな施策の展開を実施してまいります。

また、コンテナ埠頭における大型船対応への取組、既存コンテナターミナルの機能強化に向けた再編整備推進、長期維持修繕・更新計画等に基づく予防保全型維持管理による施設の健全性の確保、防災機能の強化を行ってまいります。

臨海エリアを発展させる取組として、ホームページやSNS、デジタルサイネージ等による情報発信の充実・強化、一層のサービス向上のためにお客様の声を的確に反映させる取組、賑わい創出に向けた水辺と緑を生かした魅力あるイベントの展開を実施してまいります。

また、「維持管理ガイドライン」に基づく管理の実施、フェリーターミナル等の管理運営、建設発生土事業・港内清掃事業・浅場維持管理事業等、指定管理者事業を着実に実施してまいります。

そして、以上の取組を支える組織づくりとして、コンプライアンス強化に向けた内部監査等の徹底、中長期的な人財の確保・育成に取り組んでまいります。

(3) 設備投資の状況及び資金調達の状況

当期の設備投資の状況は特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に基づく事業を実施したほか、下表のとおりとなっております。

(単位:百万円)

事業区分	施工箇所	内容	実施額
法律に基づく事業	大井コンテナ埠頭	防舷材及び係船柱設置工事	804
その他事業	青海コンテナ埠頭等	照明設備更新工事等	2,769
合計			3,573

* 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に基づく事業の財源は、国庫金転貸無利子借入金、港湾管理者無利子借入金、特別転貸債借入金、自主財源で構成され、資金調達額については、次の表のとおりとなっております。下記以外は、自主財源を当てております。

国庫金転貸無利子借入金	241,200 千円
港湾管理者無利子借入金	241,200 千円
特別転貸債借入金	160,800 千円
合計	643,200 千円

上記以外は、自主財源を当てております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (当事業年度)
営業収益	百万円	18,378	17,759	18,032
経常利益	百万円	3,068	3,104	1,309
当期純利益又は当期純損失(△)	百万円	2,083	2,152	855
一株当たり当期純利益又は一株当たり当期純損失(△)	円	3,882	4,010	1,594
総資産	百万円	100,592	99,988	97,981
純資産	百万円	59,130	61,282	62,138

(5) 主要な事業所

本 社	東京都江東区青海二丁目4番24号
臨港サービス事務所	東京都品川区八潮一丁目1番3号
建設発生土管理事務所	東京都江東区有明四丁目8番6号
公園センター	東京都品川区東八潮一丁目2番

(6) 事業内容

- ① 外貨埠頭事業
- ② 内貨埠頭事業
- ③ 建設発生土有効利用事業
- ④ 環境保全事業
- ⑤ 指定管理者関連事業

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減(△)数	平均年齢	平均勤続年数
187人	8人	48.1歳	16.8年

注 従業員数には、臨時雇用者数は含まれておりません。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	事業内容	グループ会社(当社を除く)
株式会社東京臨海 ホールディングス	12,000百万円	グループ会社 の経営管理	東京臨海熱供給株式会社・株式会 社ゆりかもめ・株式会社東京テレポ ートセンター・株式会社東京ビッグ サイト

② 親会社との間の取引に関する事項

ア) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社を統括会社としたグループファイナンスを通じて、資金運用を行っております。

預入に当たっては、当該取引の必要性及び金利、その他取引条件が第三者との通常取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。また半期ごとに統括会社より報告を受け、資金運用状況について確認しております。

イ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、預入資金や受取利息等の運用状況について把握し、当社の利益を害するものではないことを確認した上で、当該取引についてその適正性、妥当性の判断を

しております。

ウ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

③ 子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主な借入先

借入先	借入金残高
国土交通省	2,640,527 千円
東京都	28,087,752 千円

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 536,754株

普通株式 480,200株

甲種類株式 56,554株

(2) 株主数 2名

(3) 株主の状況

株主名	持株総数	うち普通株式	うち甲種類株式
東京都	296,654株	240,100株	56,554株
株式会社東京臨海ホールディングス	240,100株	240,100株	

(4) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地位	氏名	他の法人等の代表状況
代表取締役社長	服部 浩	
常務取締役	大久保 哲也	
常務取締役	原 浩	八丈島空港ターミナルビル株式会社 代表取締役社長（非常勤）
取締役（非常勤）	桜田 治	（株式会社商船三井 執行役員）
取締役（非常勤）	黒田 晃敏	（一般社団法人日本港運協会理事長）
取締役（非常勤）	古谷 ひろみ	（東京都港湾局長）
監査役	猪倉 雅生	（東京都港湾局港湾振興担当部長）

注) 1 当期中の取締役の異動は、次のとおりです。

① 就任取締役

令和3年4月 1日 大久保 哲也

令和3年4月 1日 原 浩

令和3年4月 1日 桜田 治

② 就任監査役

令和3年4月 1日 猪倉 雅生

2 監査役猪倉雅生氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
取締役	桜田 治	当事業年度開催の取締役会に関して、主にこれまでの経歴を通じて培った知識・見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
取締役	黒田 晃敏	当事業年度開催の取締役会に関して、主にこれまでの経歴を通じて培った知識・見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
取締役	古谷 ひろみ	当事業年度開催の取締役会に関して、主にこれまでの経歴を通じて培った知識・見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
監査役	猪倉 雅生	当事業年度開催の取締役会に関して、主に業務執行を監査する観点から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

株主総会決議に基づく報酬額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	3人	43,728 千円	株主総会承認限度額 50,000 千円
合計	3人	43,728 千円	

(注) 期末現在の人員は、取締役 6 名、監査役 1 名ですが、支給人員と相違しているのは次の理由によります。

- ① 取締役については、無報酬の非常勤取締役 3 名が存在していること。
- ② 監査役については、無報酬であること。

5 会計監査人

名称 EY新日本有限責任監査法人

6 業務の適正を確保するための体制等

平成 20 年 3 月 21 日に開催した第 1 回取締役会において決議した内部統制システム基本方針を平成 27 年 7 月 22 日に開催した第 54 回取締役会において一部改正し、業務の適正を確保するための体制等を次のとおり整備しております。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存、管理及び親会社への報告に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程及び別に定める文書管理基準表に基づき適切に保存し、管理しております。
- ② 取締役の職務の執行については、「子会社管理規程」及びこれに基づき締結する子会社の業務運営に関する協定により、親会社への協議又は報告を行っております。

〔運用状況の概況〕

- ア) 「文書管理規程」及び別に定める文書管理基準表に基づき、決定文書等を適切に保存し、管理しております。
- イ) 「子会社管理規程」及びこれに基づき締結する子会社の業務運営に関する協定により、親会社への協議又は報告を遅滞なく行っております。

(2) 損失の危険(リスク)の管理に関する規程その他の体制

不測の災害等当社の企業価値を大幅に低下させるおそれのある重大な事態が発生した場合、損害の発生を最小限にとどめる体制を整えるとともに、直ちに親会社に報告し、連携して対応するものとしております。

〔運用状況の概況〕

「リスク管理規程」に基づき、リスク対応について、当年度の年間活動計画を作成し、「大規模地震発生時初動対応訓練」及び「情報セキュリティ緊急時対応訓練」等を実施しました。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務を執行するに当たって必要な指揮系統・決裁等の体制については、「組織規程」及び「事案決定規程」において定めております。

〔運用状況の概況〕

「中期経営計画」に基づき、リスク対応について、「大規模地震発生時初動対応訓練」や「情報セキュリティ対応訓練」等を実施しました。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、企業活動のあらゆる場面において関係法令や定款を厳格に遵守するものとしております。
- ② 業務の適正を確保する体制を確立するため、常務取締役をコンプライアンス担当役員とし、コンプライアンス担当役員は、監査役と協力して未然に法令定款違反を防止しております。
- ③ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、直ちに適切な処置をとるとともに当社及び親会社の取締役会及び監査役に報告します。
- ④ 法令遵守上、疑義ある行為の早期発見、是正を図るため、「内部通報に関する規程」を追記し、運用しております。

〔運用状況の概況〕

- ア) 「内部監査規程」に基づき、当社の内部監査を適切に実施しました。
- イ) コンプライアンス意識の維持・向上を図るため、取締役及び全社員にコンプライアンス研修を実施しました。
- ウ) 「内部通報に関する規程」が適切に運用できるよう、上記研修を通じ、全社員に周知して

おります。

エ) 内部通報の外部通報窓口を設置し、非行防止並びにコンプライアンス推進体制を強化しております。

(5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は、監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人として監査役補助者を任命します。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、また、監査役は、監査役補助者に対する取締役からの指揮命令が自らの職務を執行する妨げになると認めた場合、取締役に対して、その指揮命令を変更又は撤回するよう、求めることができるものとしております。
- ③ 監査役補助者に対して評価を行う場合は、監査役と協議を行わなければならないものとしております。また、監査役補助者に対して異動又は懲戒処分を行う場合は、事前に監査役の承認を得なければならないものとしております。

[運用状況の概況]

監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の命令を受けておらず、取締役からの独立性を確保しております。

(6) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の取締役及び使用人は、当社の業務の適正を確保するために必要な重要事項について、当社の監査役に対して速やかに報告するものとしております。
- ② 当社の取締役及び使用人は、親会社の監査役から当社の業務の適正を確保するために必要な重要事項について報告を求められた場合、速やかに報告を行うものとしております。
- ③ 当社の監査役は、前①及び②の報告の適正を確保するため、当社の取締役、会計監査人又は親会社の取締役、会計監査人及び監査役と必要に応じて意見交換を行っております。

[運用状況の概況]

ア) 当社の取締役は、監査役の出席する取締役会等重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行っております。

イ) 当社の取締役及び使用人は、その他の重要な事項について、随時監査役に報告を行っております。

ウ) 親会社の取締役のうち一人以上の者は、当社の取締役を務めています。

エ) 会計監査人は、必要に応じて、監査役との意見交換を行っております。

(7) 前(6)の①及び②の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

前(6)の①及び②の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、異動、評価及び懲戒処分等の不利な取り扱いをしないものとしております。

[運用状況の概況]

当該報告をしたことを理由として、異動、評価及び懲戒処分等の不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を全社員に周知しております。

- (8) 監査役の役職の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が当社に対して、当該職務の執行について生ずる費用の前払等を請求した場合、取締役は当該請求に係る費用等が監査役の職務の執行に必要なでないことを認めた場合を除き、速やかに当該費用等を処理するものとしております。

[運用状況の概況]

監査役の請求に応じて、会社法の定めに基づき適切に対応するものとしております。